

東京電力（株）福島第一原子力発電所事故による原子力損害に関する緊急要望

東日本大震災からの復旧・復興に向けたご努力に、深く感謝いたします。

一方、私たちが国民に最も身近な公共団体として、日々、被災地の支援や防災対策などに奮闘しているところです。

今般、国においては「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針（以下「中間指針」）」を示し、これを受け東京電力（株）は、「福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への本補償に向けた取り組みについて」を発表しました。

しかしながら、中間指針では、地方公共団体関連の補償の対象経費は限定的に列挙され、その他のことについて「個別具体的な事情に応じ認められることがあり得る」とされています。

私たち地方公共団体は、常に住民の福利を最優先に考え、各種の対応をしており、補償の対象については限定的ではなく、幅広く認められるよう強く要望します。

また、補償の時期についても、今回の事故による損害補償の優先順位は、私たち地方公共団体よりも個人や事業者が高いことは、十分に承知していますが、私たちが放射線による影響に対する安全確認や放射性物質を含む下水汚泥の保管などに要している費用も相応の額となっており、財政を圧迫しているので、早期の補償に向け、所要の措置をされるよう要望します。

平成 23 年 11 月 16 日

内閣総理大臣・原子力災害対策本部長

野 田 佳 彦 様

環境大臣・内閣府特命担当大臣（原子力行政）

細 野 豪 志 様

神奈川県市長会会長

茅ヶ崎市長 服 部 信 明